

宮城県知事措置請求書

平成28年6月7日

宮城県監査委員 御中

請求人 〒980-0021
仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル3階
仙台市民オンブズマン代表 野 呂 圭
電話 022-227-9900

請 求 の 趣 旨

地方自治法242条1項の規定に基づき、安部孝宮城県議会議員に対して交付された政務調査費ないし政務活動費の支出について厳正なる監査を行い、違法不当な部分について、宮城県知事に対し、安部孝宮城県議会議員から宮城県に返還を求めるなど、宮城県の被った損害を補填するために必要な措置をとるよう勧告することを請求する。

請 求 の 理 由

第1 本件請求の概要

本件は、現在宮城県議会議長の役職にある安部孝宮城県議会議員が、平成21年4月以降、県政報告会会場費の名目で支出した広報費について、政務調査費ないし政務活動費（以下単に「政務活動費」とする。）から合計14万6750円を充当したことについて、宮城県議会が平成25年3月に定めた「政務活動費の手引き」に違反し、ひいては宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例に違反しているため、違法かつ不当に政務活動費が支出されたというべきであることから、宮城県に生じた損害を填補すべく、必要な措置・勧告を求める事案である。

第2 本件の事情

1 当事者について

- (1) 請求人は、国及び地方公共団体等の不正、不当な行為を監視し、その是正を求める活動等を行うことを目的とする権利能力なき社団である。
- (2) 安部孝議員は、宮城選挙区（松島町・利府町）を選挙区として平成11年に初当選し、現在5期連続で宮城県議会議員を務め、平成27年1

1月27日より宮城県議会議長の役職にある。なお、同人については、平成28年2月8日、4月7日にそれぞれ政務活動費の支出に関して住民監査請求を提起しており、本件は3回目の住民監査請求である。

2 安部孝議員の政務活動費の支出状況

安部孝議員は、平成21年4月から平成27年2月にかけて、別紙支出一覧表記載のとおり、広報費として23件、合計146万8898円を政務活動費から充当している。なお、安部孝議長は平成28年5月20日にNo.19について2万2148円を宮城県に返還しているため、現在の損害額は14万6750円である。

大きく分ければ、居酒屋や飲食店、ホテル、旅館等に対する県政報告会場代として充当している分と（17件、計33万1750円、甲1の1）、安部たかし後援会が主催した県政報告会の会場代として充当している分（6件、計111万5000円、甲1の2）とに分けることができる。

第3 必要な措置を講ずべきこと

1 政務活動費の使用用途に関する規制の概要

(1)宮城県議会の各会派又は会派に所属しない議員に対して交付される政務活動費は、地方自治法第232条の2に定める補助金であり、地方自治法第100条第14項及び第16項、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程に基づき、公益上必要がある場合にのみ支出がなされるべきものである。

宮城県では、会派に所属する議員一人当たり月額35万円の政務活動費が各会派に一律に支出され、政務活動費総額から必要経費を控除して得た額に残余がある場合には、各会派は速やかに、当該残余の額に相当する額を返還しなければならないとされている（上記条例16条）。そして各会派は政務活動費の適正な使用を確保するために、政務活動費の使用について当該各会派に所属する議員を指導監督することが求められている（上記条例11条）。

政務活動費は「会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対し交付する」と定められており（上記条例2条）、今回問題となっている広報費については「会派又は議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」と定められている（上記条例別表）。

(2) そして宮城県議会が平成25年3月に定めた「政務活動費の手引き」によれば、「政務活動費を充当するに適しない例」として、「後援会活動への支出は政務活動費を充当するに適しない。」と定められており（「政務活動費の手引き」6頁等）、不適切な支出の具体例として「後援会活動としての報告会等の開催経費」が挙げられている。

また、「政務活動費の手引き」7頁では「会議費」についてはあるが、「飲食・会食を主目的とする各種会合」、「バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食費」、「公職選挙法の制限や社会通念上の妥当性を超えた飲食（例 「公職選挙法」第199条の2 寄付に該当する経費【お茶及びお茶うけを超える飲食の提供、講演会等の集会における食事の提供】）」については政務活動費を充当するのに適しないと定められている。

要するに、政務活動費の充当先として、①後援会活動についての支出、②飲食費についての支出については認められないとされているのである。

2 安部孝議員は違法かつ不当に政務活動費を充当したこと

上記第2で述べた安部孝議員の広報費の充当先は、以下に詳述するとおり、①後援会活動についての支出、②飲食費についての支出に当たるのであるから、「政務活動費の手引き」に違反しており違法かつ不当に政務活動費を充当したというべきである。

(1) 居酒屋等に対して県政報告会場代として充当している分について

ア 後援会活動についての支出であること (①)

安部孝議員が居酒屋等における県政報告会の会場代として支出した分については、領収証に「県政報告会会場代」とのみ記載されているだけであるから、どのような種類の県政報告会なのか明確になっていない。

しかしながら、「居酒屋ほのか」（利府町）（甲2の1）、「くいもんや 森」（仙台市青葉区一番町）（甲2の2）等の外観写真によれば、小規模の店舗である。またこれらの店舗は飲食物はもちろん酒も出される店である。したがって、居酒屋等において、安部孝議員は比較的少人数で飲食を共にし、ときには酒を飲みながら会合を開いたものと考えられる。このように少人数でかつ飲食等しながら会合が開かれているのであるから、安部孝議員とは見知らぬ者が集まって安部孝議員の県政報告を聞くというのはおよそ考えられない。安部孝議員と親しい関係の者すなわち安部孝議員の後援会関係者の会合であると考えるのが自然である。そうすると、居酒屋等における県政報告会とは、後援会活動としての報告会であると考えられるのである。

したがって、これらの会合の開催経費である会場費に対して政務活動費を充当することは、「政務活動費の手引き」に違反するというべきである。

イ 飲食費についての支出であること (②)

各領収証には「県政報告会場代」と記載されていることから、領収証上は、飲食費については政務活動費が充当されておらず、飲食費は政務活動費以外から支出されていることとなっている。

しかしながら、居酒屋等において会合を開いた際の支払代金は、主に飲食費に基づいて算出されるのであって、1万円ないし3万円程度という高額な会場代金だけ別途計上されることはないはずである（本件各店舗ではないが、ある居酒屋の例として甲3）。また、ホテルや旅館についても、各ホテルや旅館に電話をかけて確認したところでは、利用料金は料理の有無、料理の内容、宿泊者の数、参加者数によって決められるとされており、会場代なるものは予め決められていないとのことであった（各ホテル、旅館のホームページを見ても、会場代なるものは予め設定されていない。）。

前述のように安部孝議員が県政報告会を開催した居酒屋等は小規模な場所であって、参加者数も小規模なものであると考えられることから、全体の支払代金も数万円程度であると考えられるのであるから、会場代金だけで全体の支払代金の相当高い割合を占めることとなる。このような会場代金が飲食費とは別途かかることは極めて不合理であることからすると、実際には飲食費の相当な割合も会場代金名目で政務活動費から充当されていると考えるのが自然である。

そうすると、安部孝議員は、実際には飲食費についても政務活動費を充当することとなることを承知しながら、懇意にしている居酒屋等に対して「県政報告会会場代」と領収証に記載するよう指示して領収証を作成させ、ときには念を入れて「飲食代含まず」と報告書に添え書きして、正当に政務活動費を充当しているかのように見せかけていると考えるほかない。

このように、県政報告会の飲食費に対しても実際には政務活動費を充当していることとなっているのであるから、「政務活動費の手引き」に違反するというべきである。

(2) 後援会が開催した県政報告会の会場代として充当している分について

ア 後援会活動についての支出であること (①)

安部たかし後援会の平成24年分、平成25年分、平成26年分の収

支報告書によれば、平成24年3月26日、同年12月3日、平成25年12月22日、平成26年7月13日に「松島一の坊」、「ホテル松島大観荘」、「花ごころの湯 新富亭」で開催された県政報告会については安部たかし後援会が開催したことが明らかとなっている（甲4の1ないし甲4の3）。また、平成22年11月10日、平成27年2月8日に同様の場所で開催された県政報告会については、安部たかし後援会の平成22年分、27年分の収支報告書を現在のところ確認できていないが、開催場所、会場代としての支出金額が前記安部たかし後援会が開催した県政報告会と同様であることからすれば、安部たかし後援会が開催した県政報告会であると認めることができる。

そうすると、安部孝議員は、後援会が開催した県政報告会の経費としての会場費に対して政務活動費を充当しているのであるから、「政務活動費の手引き」に違反するというべきである。

なお、安部孝議員は、県政報告会の前半の部は政務活動としての県政報告会であり、後半の部が後援会が開催した県政報告会であるなどと弁明する可能性があるが、そもそもそのように分けて県政報告会を実施すること自体極めて不合理であって虚偽の弁明であるというべきであるし、仮に前半の部と後半の部とを分けて実施したとしても、前半の部に出席するのは同じ会場で実施される後半の部に出席する後援会関係者であるはずであるから、前半の部についても実質的には後援会活動である。このように、前半と後半とを分けたなどと言う極めて不合理な弁明は全く通用しないということを予め述べておくので、監査委員は注意されたい。

イ 飲食費についての支出であること（②）

前述したように、各ホテルや旅館に電話をかけて確認したところでは、利用料金は料理の有無、料理の内容、宿泊者の数、参加者数によって決められるとされており、会場代なるものは予め決められていないとのことであった（各ホテル、旅館のホームページを見ても、会場代なるものは予め設定されていない。）。

また、例えば、平成26年7月13日に「ホテル松島大観荘」で実施された県政報告会では、全体の支出額が114万1200円であったのに対し会場代として20万円が政務活動費から充当されているのに対し、平成24年12月3日に同じく「ホテル松島大観荘」で実施された県政報告会では、全体の支出額が138万8000円であったのに対し会場代として15万円が政務活動費から充当されている。同じ会場であるにもかかわらず会場代が異なっているし、平成24年12月3日に実

施された県政報告会のほうが規模が大きかったにもかかわらず会場代が低くなっている。このように会場代金が不合理な定められ方をしてるのは、お手盛りで会場代が定められているからに他ならない。すなわち、実際には飲食費の相当な割合について会場代金名目で政務活動費から充当されていると考えるのが自然である。

そうすると、安部孝議員は、実際には飲食費についても政務活動費を充当することとなることを承知しながら、ホテル、旅館等に対して「県政報告会会場代」と領収証に記載するよう指示して領収証を作成させ、ときには念を入れて「飲食代含まず」と報告書に添え書きして、正当に政務活動費を充当しているかのように見せかけていると考えるほかない。

このように、県政報告会の飲食費に対しても実際には政務活動費を充当していることとなっているのであるから、「政務活動費の手引き」に違反するというべきである。

(3) 小括

以上のとおり、「県政報告会会場代」名目で広報費として政務活動費を充当することは、「政務活動費の手引き」に違反するのであるから、安部孝議員は違法かつ不当に政務活動費を支出したというべきである。

第4 結語

本件は、平成28年2月8日、4月7日付で提起した住民監査請求事件と同様、①宮城県議会議員は「政務活動費の手引き」を軽視しており、適正に政務活動費を支出するという意識に乏しいこと、②宮城県議会議員の政務活動費の支出をチェックする仕組みが機能していないことという宮城県議会における政務活動費の支出に関する構造的な問題の象徴である。

本件において悪質なのは、正当に政務活動費を充当しているように見せかけるため、安部孝議員が懇意にしている居酒屋、飲食店、ホテル、旅館などに対して、「県政報告会会場代」などと記載するよう指示して領収証を切らせている点である。安部孝議員は「政務活動費の手引き」の規制を意図的に潜脱しようとしたのであるから、厳しく非難されるべきである。このうち平成25年12月22日に「花ごころの湯 新富亭」で開催された県政報告会（別表No.19）については、実際には安部たかし後援会が主催して開催費用61万0740円をホテルに支払っていたのにもかかわらず、安部孝議員自身が県政報告会を開催してホテルに対して開催費用を支払ったかのように装い、ホテル側に「安部孝」を宛先とする虚偽の領収証を作成させ直して、

開催経費の2割である12万2148円を政務活動費から騙し取ったことが認められた（甲5の1が「安部たかし後援会」宛ての領収証であり，甲5の2が安部孝議員がホテル側に作成させ直した「安部孝」宛ての虚偽の領収証である。）。別表No.19についてはこのようにとりわけ悪質かつ狡猾な手口で政務活動費が違法不当に充当されたものであったことから，当オンブズマンでは平成28年3月9日に安部孝議員を詐欺罪の被疑事実で仙台地方検察庁に刑事告発し，4月21日付で告発が受理され，現在捜査が進められているところである。

以上のような本件の問題の大きさに鑑み，監査に当たっては，政務活動費を支出した状況について議員から綿密に事情を聴取し，その弁解を裏付ける十分な資料等の提出を求めて，適切に事実認定することを求める。そして安部孝議員の説明のみによらず，監査委員が独自に，領収証の発行元や県政報告会の参加者に対して事情聴取して，裏付け調査を行うべきである。

さらに，こうした政務活動費の不正支出の原因を解明し，宮城県議会における政務活動費の不正支出の問題を解決するための抜本的な対策を検討することを求める。

添 付 資 料

平成21年度から平成26年度までの広報費の支出についての事実証明書
各1通

甲1ないし甲4の3 各1通

- 甲1の1 居酒屋等で実施した県政報告会会場代についての領収証
- の2 安部たかし後援会主催の県政報告会会場代についての領収証
- 甲2の1 「居酒屋ほのか」の外観写真
- の2 「くいもんや 森」の外観写真
- 甲3 居酒屋におけるレシートの例
- 甲4の1 安部たかし後援会平成24年度収支報告書
- の2 安部たかし後援会平成25年度収支報告書
- の3 安部たかし後援会平成26年度収支報告書
- 甲5の1 平成25年12月22日開催の県政報告会にかかる「安部たかし後援会」宛ての領収証
- の2 平成25年12月22日開催の県政報告会にかかる「安部孝」宛ての虚偽の領収証（甲1の2の4枚目と同じ物）

以 上